

# 一般財団法人日本産業協会 定款

制定 2013年 4月 1日

改正 2021年 2月15日

改正 2025年 2月18日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、一般財団法人日本産業協会（英文名 Japan Industrial Association）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、産業の振興、消費者志向経営の促進を図るための人材養成事業等を行うことにより、一般消費者の利益の擁護又は増進に寄与し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費生活アドバイザー試験及び資格更新研修の実施並びに資格の付与及び登録に関すること
  - (2) 特定商取引に関する法律に定める申出制度の普及及び相談
  - (3) お客様対応専門員試験（CAP）の実施並びに資格の付与及び登録に関すること
  - (4) 消費者問題に関する情報の収集及び調査研究
  - (5) 研修会等の開催、出版物の発行
  - (6) 産業の消費者志向経営の促進に関すること
  - (7) 無料職業紹介に関すること
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 本財団の基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人認可申請時の財産目録中基本財産として記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

- 第6条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議により、別に定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。
- 2 基本財産の管理運用は、元本を確実に回収できる方法で行わなければならない。

(事業年度)

- 第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 本財団に評議員5人以上9人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以

下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体等においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の在任年齢)

第12条の2 評議員の在任年齢は、満75歳に達したときまでとする。ただし、任期中に満75歳に達した場合は、当該評議員の残任期間までとする。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 本財団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 会長は、評議員会の日1週間前までに、会の日時、場所及び会の目的たる事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第19条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 評議員は、Web会議等の方法により、出席ならびに決議に参加することができる。この場合のWeb会議等の方法とは、各出席者の音声は即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令及びこの定款で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について決議に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上9人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長、1人を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名及びその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本財団を代表し、その業務を統轄する。
- 3 専務理事は、会長を補佐して、その業務を執行する。
- 4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期満了の時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
- 4 理事又は監事は、この定款で定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員在任年齢ならびに在任限度)

第28条の2 役員在任年齢は、満75歳に達したときまでとする。ただし、任期中に満75歳に達した場合は、当該役員が残任期間までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員在任年齢は、満70歳に達したときまでとする。ただし、任期中に満70歳に達した場合は、当該常勤役員が残任期間までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤の役員在任期間は10年を超えないものとする。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員損害賠償責任の免除等)

第31条 本財団は、法人法第198条において読み替えて準用する同法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 本財団は、法人法第198条において読み替えて準用する同法第115条第1項の規定により、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同じく準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第32条 本財団に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、選任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。
- 4 顧問は、本財団の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 5 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。
- 6 顧問に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 本財団に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
  - (4) 規程（この定款に基づき評議員会が制定するものを除く。）の制定、変更及び廃止
  - (5) その他この定款で定められた事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財算の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 法人法第197条において準用する同法第101条第2項の規定に基づいて監事が理事会の招集を請求したとき又は同条第3項の規定に基づいて監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合又は第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、会の日時、場所及び会の目的たる事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第35条第3項第3号又は第4号後段の規定により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選により定める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は、Web会議等の方法により、出席ならびに決議に参加することができる。この場合のWeb会議等の方法とは、各出席者の音声は即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みでなければならない。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数の決議によって変更することができる。

2 第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第11条に規定する評議員の選任及び解任は、前項の規定により変更することができるものとする。

(合併等)

第44条 本財団は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数の決議により、他の一般社団法人又は一般財団法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第45条 本財団は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第46条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本財団の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により公告を行う。

## 第11章 補則

(委員会)

第48条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じ、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。  
3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

(事務局)

第49条 本財団に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。  
3 事務局長は、理事会の決議により、会長が任免する。  
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第50条 本財団は、その主たる事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え置き、かつ、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 評議員、理事及び監事の名簿

- (4) 役員の報酬等の規程
- (5) 事業計画書及び収支予算表
- (6) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書並びに収支計算書
- (7) 監査報告書
- (8) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (9) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(実施細則)

第51条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 財団法人日本産業協会の賛助会員は、第42条の規定にかかわらず、第1項に規定する日に本財団の賛助会員になるものとする。
- 4 本財団の最初の代表理事は森田富治郎、業務執行理事は小此鬼正規とする。

附 則 (2021年2月15日)

この改正は、2021年2月15日から施行する。

附 則 (2025年2月18日)

この改正は、2025年2月18日から施行する。